

にみえき。土人の口碑にも存れる事なければ。必地頭など云類の者の。要
 害を頼て城めかしき物など築きて。住りしものなめり。借石樋の懸れる
 此御世よりの事にそ有へき。其は既に垂仁天皇の御代に。石棺作を
 定玉へること。古事記に見えたれば。彼御世に石作部の在しことは論な
 し。今行宮より近き處より石部村あり。石作部の住し處にやあらむ。竟辻
 御所谷東門の東南よある山なり。此處の土中より鏡を出せ。故鏡辻と云
 を記りて。今は佛辻と云。是景行天皇の天神地祇に祈乞玉ひて。別ては
 三柱神志我神。物部神。中臣神。一祈申玉ふとして祭らせ玉ひし時の鏡なるへし。又
 西御門の西方よりも出づ。何れも同品なりと云り。○碩田。記傳云。碩田
 は後に郡となれり。和名抄より豊後國大分郡伊多これあり。又大隅國桑原
 國二由あることなるへしと云り。豊後國風土記。大分郡昔纏向日代宮御
 宇天皇。豊前國京都郡行宮。幸於此郡。遊覽地形。歎曰。廣大哉此郡也。宜

名碩田國。今謂大分新其縁也。また大分河在郡南。此河之源。出直入郡
 朽網之峰。指東下流經過此郡。遂入東海。因曰大分川。年魚多在とあり。
 豊前志云。碩田を舊説に豊後と云は非なり。是は長峽縣今云御所谷碩
 田速見とせむには。先速見に到まし。次に碩田へ到坐と云く。地理の合
 いはざるを。然なきを以て考れば。すへて豊前なること疑なし。古史傳には。古
 くは速見郡までをかけた。碩田國と云し。あらんと云れつ。且土蜘蛛の事
 跡の。我豊前國に。確乎に殘れるを。然らば碩田國何處と云に。確には定
 難けれと。今行事村の近境を此郷と云。是オホキタの略言には非るか。又按に
 神田村に大分八橋あり。若豊後とせむ。長峽縣に行宮を建玉ひしは。何の要
 する。其は土蜘蛛の鼠。石窟今云青龍窟の險阻に據て。防禦たりしかは。碩田に。味
 難ありしか故なり。彼是を併考て。我豊前なることを思定へし。但豊後にも
 さる古蹟の此彼聞ゆれば。都にさることをしとも云。疑ちかたし。されは彼
 風土記の説も。一の傳として有ぬへし。長峽縣今は長尾村として。一村の名と
 なれ。と。上古は御所谷の邊までを。廣く呼し大名なるべし。速見邑今長尾
 村に。速津媛社あり。此邊を古くは速見と云し。や。或人は此神名。後世に
 あり。此の必當國の人。よて。地名を家名とせし。後物なから。本朝通記に
 不此名ありしにや。天香にも。豊前國速見と見ゆ。後物なから。本朝通記に
 こと。豊前とみえたりと云り。されど。豊前志と云もの。豊後風土記よりし

記して。後の考をまつ。

到速見邑。有女人曰速津媛。為一處之長。其間天皇車駕。而自奉迎之謠言。茲山有大石窟。曰鼠石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一曰青。二曰白。又於直入縣彌野有三土蜘蛛。一曰打棟。二曰八田。三曰國摩侶。是五人並其為人強力。亦衆類多之。皆曰不從皇命。若強喫者。興兵距焉。天皇惡之。不得進行。即留于米田見邑。權興宮室而居之。

速見邑。和名抄豊後國郡名速見波夜見。風土記に。速水郡。昔者纏向、日代宮御宇天皇。欲誅政摩贈。幸於筑紫。從周防國佐婆津。發船而渡泊於海部郡宮浦。時於此郡有女人。名曰速津媛。為其處之長。云々因斯名曰速

津媛國。後人改曰速見郡。とあり。○鼠石窟名義詳ならず。豊後志速見郡條に。鼠巖窟二所並。在石垣莊。此石垣村。俗曰鬼岩屋。蓋土蜘蛛之賊所。礫居也。形如山。高一丈五六尺。窟戸濶七八尺。深二丈餘。巨石疊築。頗似非人爲。其上竹櫻鬱叢。兩窟大稍同。按日本紀景行紀曰。茲山有大石窟。曰鼠石窟。有二蜘蛛。住其石窟。一曰青。一曰白。即是。蓋史曰。茲山。但疑其境非山已。とあるこれなり。按に豊前より出坐しむには。速見次に碩田なり。然るに豊前志には。鼠石窟京都郡等覺寺山の上あり。今は青龍。在豊州京都郡三十里所。山半有寺覺寺。之南綠石徑行曲。至翠微。為妙覺寺。其上有石窟。由洞門而深七十尺。積十五丈云々と云れたれと證なし例の疑はしき。○其間天皇車駕。記傳云。まゝの其は下に若其畏我兵勢と二の其字。漢文のさまにだかひて。古言の例なりと云り。とるにワレと訓へし。○青白は。土蜘蛛の種類の異りて。其身体の色のかくありしなどよ。○直入縣。和名抄豊後國直入郡奈保里。風土記に。直入郡昔者郡東垂

水郡有桑生之。其高極。後。枝幹直美。俗曰直乘郡。後人改名曰直入郡。是也。とあり。直入は舊き名とおほしきを。後人の改めつるよし云るは疑はし。下にも直入、物部神。直入、中臣神あり。万葉集九ノ名欲山石踏平之。 ○彌野。風土記に。直入郡彌野。在柏原郷之南。昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時。此野有土蜘蛛。名曰打梭。八田國摩侶等三人。天皇親欲伐此賊。在茲野。勅整勞兵衆。因謂彌野是也。とあり。○打梭。土蜘蛛の猿の形に似たるよしの名か。打の義は思ひえど。 ○八田は。地名に依れる名か。○國摩侶。通証に人名曰摩侶。始出於此。と云り。そへて古へ人の名に。唯麻呂とのみも。又其麻呂とも多くよへり。又自稱にも云り。上天皇より下諸臣に至り。或は女子童子も同く稱する事。物語類に多し。但、自稱の時の。吾より尊き人に對ひて云ひ。其言義は詳ならず。本居翁云。まろとはわれおのれかといふか如し。さて脚説よみつからまろと云事は。かしてきをかかありといふにはかへて。かどなくまろなり。といふ意にて。つたなくたろかなるよし。の稱なり。といはれたるは。古の物言をもきこえず。から意めきてこ

か得ゆれ。と云れたり。 中古より。綱名に丸と呼ぶもの多し。此も意は尊みて。人に准ふるなり。新切丸。小鳥丸。友新。また轉りては。猿を猿丸。鯨の事を鯨丸。とも云り。後にハハの號。必其丸と云事も意は古に同じ。○衆類多。永享本多上巨字あり。よろし。○采田見邑。風土記に。直入郡球草郷在郡北。此郡有泉。同天皇行幸之時。奉膳之人。擬於御飲。令汲泉水。即有蛇龍。爾於。於。茲。天皇勅云。必將有龍。莫令汲用。因斯名曰寔泉。因爲名。今謂。爾美。於。茲。天皇勅云。必將有龍。莫令汲用。因斯名曰寔泉。因爲名。今謂。球草。鄉者訛也。また球草峯在郡南。此峯頂大垣燎之。基有數川。名曰神河。亦有二湯河。流會神河。あとあり。○興宮室。又云。宮處野。初網鄉所在之野。同天皇爲征伐土蜘蛛之時。起行宮於此野。是以名曰宮處野也。とあり。倭名抄直入郡三宅あり。○而居之。本に而字なし。今永享本中臣本集解本に依る。

仍與群臣議之曰。今多動兵衆。以討土蜘蛛。若其畏我兵勢。

將隱山野。必爲後愁。則採海石榴樹。作推爲兵。因簡猛卒。投兵推。以穿山排草。襲石室。土蜘蛛。而破千稻葉川上。悉殺其黨。血流至蹠。故時人其作海石榴推之處曰海石榴市。血流之處曰血田也。復將討打狻。徑度彌疑山。時賊虜之矢。橫自山射之。流於官軍前如雨。天皇更返城原。而卜於水上。便勒兵先擊八田於彌疑野而破。爰打狻謂不可勝而請服。然不聽矣。皆自投洞谷而死之。

海石榴樹。倭名抄椿唐韻云椿和名豆波岐木名也。楊氏漢語抄云海石榴和名同上。式文用之。とあり箋注に按酉陽雜俎云山茶似海石榴。山茶即茶梅。今俗呼左々无花者則海石榴爲豆波岐爲允。今人以山茶爲豆波岐。

恐非。下總本式文。作本朝式。廣本同。海石榴見內藏寮民部省主計寮主殿寮大藏省等式。とあり名義は谷川氏艶葉木と云り。古く歌などにもよめるハ椿にて即海石榴也。○作推爲兵。通證。今按其樹枝堅硬。可爲兵推。而猶以杜谷樹爲梓根也とあり。齊明紀に。百濟人の兵盡前役。故以倍戰。といふ事も見えたり。推を以て穿山排草とはあれども。其のみならずしものなるへした。たに穿山排草のみの爲。作りし。○授兵推。兵と推とはあらし。さて推玉篇水器。推也。槌也。鑿也。とあり。○授兵推。兵と推のまゝにてよろし。○稻葉川上。或書に。直入郡朽網郷に稻葉村あり。と云りなほたつぬへし。豊前志に稻葉川。京郡那。稲光川の川上にて。即風石説なり。○曰海石榴市。本に曰字脱したり。今並河本中臣本集解本考本に従ふ。また永事本。名字も作。○血田。風土記に。大野郡海石榴市血田。並在郡南。昔者纏向日代宮御宇天皇。在球單行宮。仍欲誅鼠石窟土蜘蛛。

而詔群臣伐採海石榴樹作推爲兵。即簡猛卒授兵推以穿山靡草。屢
 土蜘蛛而悉誅殺。流血没蹠。其作推之處。曰海石榴市。亦流血之處曰血
 田也。例の豊前志京郡下。海石榴市元永村あり。海石榴多し。血田は上田村の田の字。血田と云あり。景行天皇紀に見えたるこれなるへし。又全教野津田村あり。是血田を配りたらんも計難し。何れもともありぬへし。とあり。 ○返城原。返は還の
 字の意なり。されど此字はいかとなり。さて城原は。或人云。直入郡米納
 村にて。今城原八幡の祠ありと云り。よく採ぬへし。豊前志ふ京郡城原村あり。原木山村の原なり。
とあるは。通證に。式豊後國直入郡建男霜疑日子神社疑此。とあり。今大井手上村神原山の蟻塚あり。蟻塚大明神と云と豊後國志あり。蟻考に九重山に坐すとあり同處なるへし。 ○下。考云坐とあ
 るへしと云り。字は本のままにて。マシマスと訓る本もあり。されとな
 ほトなるへし。○教洞谷。永享本熱田本洞谷とあり。西域記に。踰峻嶺
 遇洞谷といふこともあれば。本のままにてよろし。

天皇初將討賊。次于柏峽大野。其野有石。長六尺廣三尺。厚

一尺五寸。天皇祈之曰。朕得滅土蜘蛛者。將厥茲石。如柏
 葉而舉焉。因厥之。則如柏葉。上於大虛。故号其石曰踏石
 也。是時禱神則志我神。直入物部神。直入中臣神三神矣。
 十一月到日向國。起行宮以居之。是謂高屋宮。

柏峽大野。風土記。直入郡柏原郷在郡南。昔者此郷柏樹多生。因曰柏原郷
 とあり。其隣郡に。大野郡あり。大野郷あり。 風土記に。此郡所部悉皆原野。因
 此名曰大野郡とあれば。柏峽大野のあたりなるへし。○厚一尺五寸。
 永享本一を六に作る誤なるへし。風土記にも一とあり。○如柏葉上於大
 虛。本に葉字なし。今中臣本集解據本補井とも依て補ふ。さて此柏は今
 何の木にかあらむ詳ならず。記傳云。加志波と云は。もと一樹の名には
 非ぞ。何樹にまれ。飲食に用る葉を云り。故仁德卷に葉字を書く。此云箇

始婆とあり。然るに又其質志波と名負たる樹也。武野云。御瀨。長女。始婆。又
 彼此とあるは。あるか中に常によく用たるをも。然は名けたるなり。
 古書とも。加志波と柏字を用たるは。いふなる故ふかあらむ。和名抄は
 標字を出して。和名加志波とあり。此は何の木を云ふかあらむ。おぼつか
 なし。若は今世もはら加。凡て上代には。飲食の具に多く葉を用るしと
 志波と云木あるは。凡て上代には。飲食の具に多く葉を用るしと
 にて。飯を炊くにも。籠葉を敷きもし。覆ひもして炊きつるから炊葉
 の意にて。加志波とは云るなりと云り。踏石。訓ホミシノ。フメイシな
 り。八葉御。風土記に。踏石野在。柏原郷之中。同天皇。伐土蜘蛛之賊。幸
 於。柏峽大野。中有石長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈曰。朕將滅此賊。當
 蹶茲石。譬如柏葉。而即蹶之。騰如柏葉。因曰踏石野とあり。然るにまた
 三間許ありて。多野。載て云く。今昔。是の内。踏石と云石あり。堅積
 其石の大きは。記なる都合は。ねと。石も星。踏石は。此。万葉集に夕衢
 問石下。以而と詠る石下の。濫觴とも云つへい。豊前志云。日本武尊の。西征
 の。條。石下。横立と云入みえた

り。金葉集云。あふおと。いとし。石神のつれなされ。わかふ。うの。み。う。て。き。ぬ
 る。か。あ。丹。後。守。為。忠。百。首。あ。ふ。お。と。い。とし。石神の。ゆ。か。ぬ。は。見。か。た。き。戀。と
 空に。し。ら。る。石。廣。判。哥。合。云。か。く。斗。お。も。ひ。あ。か。る。を。石。神。の。ち。か。ひ。に。か。け
 て。い。の。る。中。か。な。あ。ふ。お。と。い。とし。石神の。重。さ。心。を。い。か。ひ。た。の。ま
 じ。聖。系。塔。邊。抄。云。道。祖。神。の。事。や。い。ノ。神。と。て。小。社。に。丸。き。石。を。お。く。は。石。神。歟
 道。祖。神。也。云々。此。神。に。祈。て。事。實。否。を。問。ふ。と。き。石。に。つ。け。て。輕。重。を。定。む。か。路
 行人。を。護。る。神。也。云々。和。訓。栞。○。禱。神。は。上。に。祈。之。曰。と。ある。それ。なり。○
 云。石。と。は。即。石。神。なり。と。云。り。○。禱。神。は。上。に。祈。之。曰。と。ある。それ。なり。○
 志我神。式に筑前國糟屋郡志賀海神社三坐。並名。舊事紀に安曇連等齊祠
 筑紫。斯香神とあり。万葉七ちはやふる金の御埼を過ぬとも。あれを志
 れし志かの皇神。此神の御事は神代紀上に詳し云り。志我の我字。御風云。
 万葉集中有一二處。讀爲。○。直入物部神。直入中臣神。式に豊後國直入郡一
 清音。者。此。志。加。亦。當。清。音。○。直入物部神。直入中臣神。式に豊後國直入郡一
 座。建。芳。霜。凝。日。子。神。社。の。み。あり。て。此。二。神。を。載。せ。る。豊。後。國。志。に。直。入。物
 部。神。今。直。入。郡。朽。網。郷。社。家。村。の。鶴。山。に。あり。直。入。中。臣。神。は。今。同。郷。中。野
 村。に。在。り。石。神。明。神。と。云。と。あり。通。証。云。雄。略。記。及。舊。事。紀。筑。紫。國。物。部。郡。後。名
 之。後。也。また。後。名。抄。置。前。國。神。津。野。中。臣。風。土。記。後。名。手。往。到。神。津。野。中。重。胤。云。
 臣。村。と。云。は。此。國。の。物。部。中。臣。の。縁。ある。事。を。注。出。た。る。事。なり。

直入物部神。直入中臣神は。神名式にも見えたまはせ。外に所見无き。甚々可惜き事なり。此時の狀を思ふに。志我神は海神は渡らせ玉へとも。武勇き神に御在るを以てなるへく。物部神中臣神は。一は武勇き神に坐し。一は卜事の神に坐か故なり。と云れたり○高屋宮の。倭名抄大隅國所屬郡も薩摩國阿多郡にも鷹屋あり。ことなるに大隅國の方ありと云り。其の薩摩國人田原篤實か。聖跡圖誌高屋山上陵出見命の事を云る處に。但し高屋山上陵は。此れは。非るよ。既に神代記に云へれは。此の大隅國所屬郡内之浦郷ウチノウラ。往古は内裏を書く。寛永のキョウカク。北方村の内よして。今俗に國見嶽。又國見山とも云ふの嶽上。嶽上に國見權現の御社あり。日向大隅薩摩國。眼下に見ゆればなり。嶽上は。また陵より辰陵山の山の間に秀たる嶽な。九町十三間下りて鳥居あり。己の方に當り。廟正一位高屋大明神の御社あり。一里二十。又御社より辰己の方五十間程距りて。天子山と云有り。此處景行天皇高屋之行宮の蹟

とぞ。故、高屋の社は。天皇行宮を起給ひし時御建立あそひして。高屋之山上陵を御遙拜ありし所。往古は天子山まで。御社の境内にてありしよし土人云り。今天子山ト神瓶あり。土人云天皇の神酒を醸し瓶なりといへり。片石蓋の如く。上にのせあり。此所より北に隣る郷を高山と云。建長のは神山と書し由。高屋山より午の方に當り。黒園嶽と云あり。又申酉の方に當り。笠尾嶽と云あり。又母養子山ハハコシと云あり。又南方村の内に。御腰掛石と云あり。高さ二間程。周り七間程。此は景行天皇日向國に幸給ふ時。御奉たまひしと云。土人今に此石を崇めて。鎮守の神とす。又此石の下より。其水涌出る。此水四季に増減なし。されとも近里に不淨穢ある時は。忍ち干水と云ふ。又小田社と云有り。同じ村内にて。景行天皇高屋山上陵に諸給入云り。又下福谷大明神の社あり。天皇を祭る。其又叶嶽と云あり。嶽岡とも云。同此所は景行天皇熊襲を討平け玉ひしより。此嶽に幸まして。熊襲の國を兼覽して。今おと敷見し叶ひしと。甚く御敷ひ給ひて。御自身叶敷と稱給ひしと。此嶽に楠生て。石とあるに依れば。此宮は大隅國なり。されど記傳に

も此高屋宮は大隅薩摩の域にあらは。日向國ときこえたり。と云れたる方に。心ひかるゝやうなり。されとさる宮跡ありやなしや。よく國人にたつぬへし。記傳に。今日日向國宮崎郡佐土原のあたり近き海邊に高屋宮と云ありと云り。されと島よてはいかありむ。此もよくたつぬ

十二月癸巳朔丁酉。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚鹿文。進鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉。少興師則不堪滅賊。多動兵是百姓之害。何不假鋒刃之威。坐平其國。時有一臣進曰。熊襲梟帥有二女。兄曰市乾鹿文。乾此弟曰市鹿文。容貌端正。心且雄武。宜示重幣以誘納麾下。因以伺其消息。

犯不意之處。則曾不血刃賊必自敗。天皇詔曰可也。於是示幣欺其二女。而納幕下。天皇則通市乾鹿文而陽寵。時市乾鹿文奏于天皇曰。無愁熊襲之不服。妾有良謀。即令從一二兵於已。而返家。以多設醇酒。令飲已父。乃醉而寐之。市乾鹿文密斷父弦。爰從兵一人。進殺熊襲梟帥。天皇則惡其不孝之甚。而誅市乾鹿文。仍以弟市鹿文。賜於火國造。

丁酉五日○襲國。集解に熊字を補ひたれど。あくてよろし。○厚鹿文進鹿文。名義未詳或説に。和名抄大隅國始羅郡郷名鹿屋とあり。文はアヤの略なり。進は厚と對へ云り。厚鹿云。鹿文は草の事にて。厚と云進と云り。は古住宅宅の大小を以て。云も名なりと云り。○渠帥。訓イサヲハ勇雄の義あり。神代紀に傑。天武紀に長字を

もよめり。○市乾鹿文市鹿文。此も鹿文の上なると同じかるへし。市乾と市との義をへて群ならず。○注に乾此云賦。記傳に塩盈珠塩乾珠の訓を論へる處よ。乾ハ景行卷ノ賦と訓注めれば。比流とは云々。急居を蒐岐子とあると同格にて。比布々流と活用く言あるへし。されと布流と云むは。今ハ耳速ければ。姑く尋常の如く。比流と訓つと云れたれと。此は尋常の二段の活用とはかはりて。ヒフヒルと活く辭なり。かの急居を蒐蒐岐子とあるも此と同格にて。井ツ井ルと活く辭なり。されはフルウルなど活きし格あるとなし。記傳の説は非なり。通証に保須反賦。なとはとるにたらず。

○容貌端正。本ノ貌を既に誤れり。今は考本信友校本あとに依て改めつ。集解よも敬古本段とあり。永享本に容顔とあれとそれも誤なるへし。○搗納。古本搗を偽とあるに依て。集解に改めたり。されと字書に手指磨也。と云る義あれば。本のままよても。通えざるにはあらざ。○詔曰。本に曰字なし。集解に補はれたるはよろし。従ふへし。○幕下。訓オホト。仁徳紀に殿屋。舒明紀に側字みなしかよめり。大所の義なり。上の幕下を。モトと訓もよたなし。さて麾下幕下など。尋常の天皇の御上には。まをさぬ稱なれど。ここは御軍ハ陣營なるか故に。かくもかけるなり。前漢書に。諸侯罷。殿下各就國。注ハ。殿また字書に軍行無常居。曰幕。などよて知へし。○醇酒。カラキサケとよめるはよろし。私記よ加太佐分とあるハ叶ハざるか如し。和名抄。唐韻云。醇日本紀私記云。醇酒加太佐分厚酒也。とあるを箋注云。按景行紀今本訓加良幾佐分。新撰字鏡釀訓加良支酒。按加太佐計堅酒也。堅猶言厚也。與訓釀爲加太賀由之加太向也。蓋謂濁酒之厚者。然則不得以此訓清酒之醇也。と云りざる言なり。○火國造。火國の事は次の十八年の處に云へし。國造は上にも引る。古事記よ火君。姓氏錄に火。肥直。などあるに同じく。神八井耳命の後なり。國造本紀に。火國造。瑞籬朝大分國

もよめり。○市乾鹿文市鹿文。此も鹿文の上なると同じかるへし。市乾と市との義をへて群ならず。○注に乾此云賦。記傳に塩盈珠塩乾珠の訓を論へる處よ。乾ハ景行卷ノ賦と訓注めれば。比流とは云々。急居を蒐岐子とあると同格にて。比布々流と活用く言あるへし。されと布流と云むは。今ハ耳速ければ。姑く尋常の如く。比流と訓つと云れたれと。此は尋常の二段の活用とはかはりて。ヒフヒルと活く辭なり。かの急居を蒐蒐岐子とあるも此と同格にて。井ツ井ルと活く辭なり。されはフルウルなど活きし格あるとなし。記傳の説は非なり。通証に保須反賦。なとはとるにたらず。

○容貌端正。本ノ貌を既に誤れり。今は考本信友校本あとに依て改めつ。集解よも敬古本段とあり。永享本に容顔とあれとそれも誤なるへし。○搗納。古本搗を偽とあるに依て。集解に改めたり。されと字書に手指磨也。と云る義あれば。本のままよても。通えざるにはあらざ。○詔曰。本に曰字なし。集解に補はれたるはよろし。従ふへし。○幕下。訓オホト。仁徳紀に殿屋。舒明紀に側字みなしかよめり。大所の義なり。上の幕下を。モトと訓もよたなし。さて麾下幕下など。尋常の天皇の御上には。まをさぬ稱なれど。ここは御軍ハ陣營なるか故に。かくもかけるなり。前漢書に。諸侯罷。殿下各就國。注ハ。殿また字書に軍行無常居。曰幕。などよて知へし。○醇酒。カラキサケとよめるはよろし。私記よ加太佐分とあるハ叶ハざるか如し。和名抄。唐韻云。醇日本紀私記云。醇酒加太佐分厚酒也。とあるを箋注云。按景行紀今本訓加良幾佐分。新撰字鏡釀訓加良支酒。按加太佐計堅酒也。堅猶言厚也。與訓釀爲加太賀由之加太向也。蓋謂濁酒之厚者。然則不得以此訓清酒之醇也。と云りざる言なり。○火國造。火國の事は次の十八年の處に云へし。國造は上にも引る。古事記よ火君。姓氏錄に火。肥直。などあるに同じく。神八井耳命の後なり。國造本紀に。火國造。瑞籬朝大分國

造同祖。志貴多奈彦命兒。建男組命定賜國造。本に建男江命とあるを。藤田風土記云。崇神天皇世有肥君等祖建諸組。據此則建建之能。江組之能。並以字形相似而異。男與諸通。とあるに因て。粟田寛ら訂されたるに依りて引るなどあり。此は國造とのみありて。名は記さねど。按ふに建男組の子か。また孫などにそありけらし。なほこの國造の事は上文火國列の下に云り。合せみるへし。氏人は欽明紀に火君名あり東大寺正倉院文書。聖武帝時薩摩主帳肥君廣龍あり。

十三年夏五月。悉平襲國。因以居於高屋宮。己六年也。於是其國有佳人。曰御刀媛。御刀此云志則召為妃。生豐國別皇子。是日向國造之始祖也。

悉平襲國。こゝをも集解には。熊字を補ひたり。永享本には熊字あり。國造本紀に。大隅國造。遷向日代朝御世。治平準人同祖初小云々。廷佳按。初小襲也。襲國大隅贈於野

乎。此といへれと。オヲ假字たかへ。また薩摩國造。遷向日代朝伐薩摩準人。鎮之云々。何れも此時の事なるへし。準人は。今の大隅薩摩二國の人にて。其國人は絶れて。慄悍か。故に。中頃に所謂。はやりをなと云る如く。かゝる名を得しなり。それらをもみな今は平け玉ひしなり。○己六年。永享本には。己經六年とあり。さて天皇筑紫の行幸の。昨十二年の事なるに。今年己に六年とあるはたかへり。六年とあるかまことならは。行幸は八年のことなるへし。○御刀媛。記に。日向之美波迦斯毘賣。記傳云。御刀をしも御名に負しは。何なる由にかありけむ。若しくは刀兼。御太刀身に副味など。多くよめる如く。深く愛み給ひて。大御身を離たぬ意とあり。以て。負せ玉へるにもやありけん。○豐國別皇子。豐國の地名なり。次に云○日向國造。日向國の事。次に云。國造本紀に。日向國造。輕島豐明朝御世。豐國別皇子三世孫老男。定賜國造。さて此皇子。此御世より列となりて。此國に下り玉ひしか。三世孫老男に至りて。應神天皇朝に。國造

との爲られしなり。此事の例。上。栗田寛云。此王の御母。日向人なるに由りて。其王を其地名。大隅國系原郡豊國郡あり。をもて。豊國列王と名けて。其國に下し玉へりに見ゆ。と云れたるのさる言なり。さて舊事記に。豊國
ひて。また豊國別命。日向諸縣君祖。と云る。いいか。次十八年の處。諸縣君
泉媛と云入見えたるは。もとよりの土人と見えたり。もし諸縣君祖と云か。
まことの傳ならは。此皇子。日向別と云て。諸縣郡あたりり。在玉へりけ
んを。諸縣君をも申せしなとより。一に混ひたりしにもやありけん。

十七年春三月戊戌朔己酉。幸子湯縣。遊于丹裳小野。時東望之。謂左右曰。是國也。直向於日出方。故号其國曰日向也。

己酉の。十二日○子湯縣。倭名抄日向國兒湯郡古由とあり。此國の國府あり。○丹裳小野。未詳○是國と云る。日向一國の全體に就て云ふあらざ。此子湯縣の近傍をさして詔ふなり。○直向。舊訓はいかとなり。タ

ムケリと訓へし。タムカフと云辭。古歌に多し。○其國曰日向日向下假名本
あり。日向國風土記。此國地形直向扶桑。宜号日向云々。又天書此件も。帝速望東謂近臣曰。此國直向於扶桑。名之謂日向國也。とあり。按るよ
日向と云名は。既く神代。伊弉諾尊の御禊の段に見え。皇孫命御天降
の段に。榎田彦大神と。天鈿女命の御問答の語にも見えて。いと舊きを
を。此御世に至りて。始て名の起本を云るは甚うたかはし。此は決く風
土記の説の混ひて。此に出しものなりとせへし。其は次十八年の處に見
えたる。火國の名の本を云て。茲知非入火。故名其國曰火國とあるな
ども。肥後國風土記に。崇神天皇御世に。天皇の詔に。火從空下燒山亦恠
火下之國可名火國とありて。さて景行天皇の御世に。此時の火の事を
記して。天皇の詔に。燎之火非俗火也。火國之由知所以然とありて。既
く火國の名。崇神天皇の御世に。始りしなるを混へて。此御世の事と

爲るなど。そへてかふる地名の起本などには。異説いと多ければ。なを
らへて此をも知へきなり。なほ此事は。神代記にも云
たひるを合せみるへし。

是日陟野中大石。憶京都而歌之曰。波辭枳聚辭。和藝幣能
伽多由。區毛位多知區暮。夜摩菩波。區珥能摩保邏摩。多多
饑豆久。阿焉伽枳夜摩許琴例屢。夜摩菩之于漏破試。異能
知能。摩曾祁務比答破。多多彌許琴。幣遇利能夜摩能。志邏
伽之餓延塙。于受珥左勢許能固。是謂思邦歌也。

陟。本に歩み誤れり。熱田本類史に據て改。○憶京師。十三年の下。己
六年とあるによらは。今年まで十年を經玉へり。止事なき大御身に坐々
なから。さる邊陲に。數年を經玉へり。大御心より。往馴玉ひし京師の方

を。憶し出給へる。實に宜なる御事なりかし。○歌之曰。此大御歌を。古
事記には。倭建命のとして。到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波。久爾
能麻本呂婆云々。又歌曰。伊能知能。麻多祁牟比登波云々。此歌者思國也。
又歌曰。波期祁夜斯。和岐幣能迦多用云々。此者片歌也。と三首とせるか
上に。辭も聊のたかひあり。何れも古傳なれど。其優劣なきにしもあら
ぬを。其はとりそへて御歌の下に云へし。○波辭枳聚辭の。愛よしよて。
豫斯の助辭なり。記にハ波斯祁夜斯とあり。枳と夜とは通へり。また豫斯
夜斯通音の例も。万葉に此彼
あり。同じ事也。此事万葉考別記に委し。凡て美賞まを。波斯と云。宇流波
斯。心愛なり宇良久波斯。心愛なり久須波斯。心愛なり等のも皆同じ。さて此は次の和
藝幣を慕ひして。まつ詔へる御詞也。○和藝幣能伽多由。記よは由を用と
せり。同じ事なり。記傳云。吾家之方自なり。和賀伊幣を約めて。和岐幣と
云るは。高津宮。段太后。御歌にも。和賀美賀本斯久通波。迦豆良久紀多迦

美夜。和蘇幣能阿多理。と見え。万葉にはいと多くして。古への常なり。
五ノ巻よは。和何。て古への旅にして。本郷のこととは。家又吾家と多く云
 り。國ともあり。万葉の歌なとも然なり。然るを。中昔より。其を多く故郷
 にて本郷の。と見え。故郷。と云り。古万葉の歌の歌などにも。他國
 とよめるは。一ツも見えず。○區毛位多知區暮。記傳云。雲起米もなり。久毛
 暮とは。常には雲の居る處を云へざる。古は又直に雲を云ふことも多し。
 万葉三に。雲居多奈引。七に卷目之由觀我高仁。雲居立良志。などあるも
 皆然なり。契沖か雲の居たるか。立來るなり。と云るはいか。○武野按に。雲
 居のるは。動く意あるなり。直に雲の居る。と云ふ。地氣を奈車
 と云ふ。とあり。さて結の母は嘆息なり。○記に。此三句を一首として。
 此者片歌也とあり。記傳云。此御歌は。國恩賜ひて。倭の方を望り賜へる
 也。其方の天に。雲の立來るを視給ひて。愛く思ふ吾家の方より。雲の立
 來よとよみ給へるなり。物の悲哀。時々に。何となく見ゆる物。聞ゆる。○
 夜摩答波。倭はなり。彼雲居立來るを視る。あはして。これに御心勢はれ出

て。其倭は云々と。次の句共の事は。思はし出てのたまふなり。○區珥能
 摩保邏摩。國真區まなり。記よは。久爾能麻本呂婆とあり。同じ事なり。
 信文云。麻は真なり。記の本呂は書紀に保邏とある。呂羅相通はしいか。
 例の同言にて。物につままれたる内の廣きを云ふ。巖穴土穴あとの。内
 の廣きを洞と云ふと。幾り同じ。婆は摩と互に親しく通ふ音にて。いつ
 れも助辭也。意は。大宮所の夜麻登は。山の周廻れる内の真保羅にて。善
 美しき國なり。とのたまへるなり。神武紀に。觀夫取傍山東南檀原地。者
 蓋國之填區乎。可治之。是月即命有司。經始帝宅。と記されたるも此處か
 り。填區り。文選西都賦に。防禦之阻。則天地之填區。注。填區。深險之處
 也。とみえ。また玉篇に填。四方土可居也。險。巖也。あと注へる如き義よ
 據りたる文なるへし。填區の舊訓。モノカとよまれたれど。古意古言によ
 りて。マホウとよむへし。しかれば。その御歌の。國の麻保羅。麻本呂。い

つれにても。山の周廻れる内國の畿と通えたり。これをもちもひ合せへし。○多々藤豆久。守部云。疊マナシ附ツケよて。彼四面に重り立る山等の。形容を以て。連け玉タマあり。と云り。帚木ハタケよ。山のけしきまふかく。世はなれてたのみなし。○阿烏伽アウカ枳夜摩許チヤマシ并例屢は。青垣山アヲカキヤマ隱有なり。記傳云。万葉一に。疊マナシ付ツケ青垣山アヲカキヤマ。付ツケ字ジを本ホと作サて。アハハルアハハルと訓ツケれ。たはなは。師シ付ツケの誤アハハルと云レれたるアハハルと云レよるアハハルしマ。十二に。田タ立タテ名ナ付ツケ青垣山アヲカキヤマ。六に立名附タテナツケ青垣山アヲカキヤマとあり。書紀神武卷に。抑又聞オノ於垣土アヲカキ老翁ヲシ曰イハ東有美地アヲカキ青山アヲカキ四周ヨロヨロとある即ツ倭國ヤマトを云るにて。此意ありと云り。さて記傳に。阿表伽アヲカキ枳夜摩を句にて。許并例屢と訓れたるアヲカキのよるアヲカキまからアヲカキ。十言トクへし。○夜摩チヤマ若之于漏破チヤマノシロハ試シ。倭し愛アハレしにて。之ノ助辭也。守部云。京を愛アハレしみなつかしアハレみ所念アハレてなれり。初句の波辭ナミ枳夜摩チヤマを。此ノ對ツへてみるへし。即于漏破チヤマノシロハ試シも裏愛アハレにて。うら悲し。うら冷しなどのうらなるを。連ツに引れて。うら

と將ツいはるツなり。と云りハ言ハ一ツ句ツ。○異能知能。命之なり。○摩曾マソ祇務チム比答波ヒトサハ。將ツ真幸マコト人者也。記に。麻多祇牟比登波マタチムヒトサハとあり。將ツ全人者マタチムヒトサハにて意は同じ。○多々彌許養タタヤシヨウ。記傳云。疊マナシ茲ココにて。次の幣ハタに係れる枕詞なり。然連くる由は。疊マナシみたる茲ココと云るなり。重オモは。二重三重フタヘミヨハハ。疊マナシとは。重ぬることにて。茲ココを疊マナシねて。幾重オモもある意オモと云り。又疊マナシをば。既マナシ一ツ疊マナシと云物モノしたる名として。疊マナシの茲ココとも見へし。茲ココなる物モノを。疊マナシと云なり。其ノ幣ハタとつツく意は上に同じ。万葉十六。薦ヨシ疊マナシ平群ヘイリとあるも。同意のつツけなり。又八重疊ヤチヘ平群ヘイリ之山ノヤマともあり。又十一。疊マナシ薦ヨシ隔ヘカ編アミ敷シ。十二に。疊マナシ薦ヨシ編アミ敷シなどあるも。幾重オモも重ねて。重オモをなオモ意にて同じ。○幣ハタ過ス利能夜摩能リノチヨノ。平群之山ヘイリノヤマにて。大和國平群郡なる山なり。大和志に。平群谷ヘイリノ上方とあり。○志シ遷シ加之カ鐵テツ延ノ塙ノ。白シラ檮カシ之ノ枝エをなり。記には。久麻加志クマカシ賀カ波ハ表テとあり。隱カシ白シラ檮カシ之ノ葉ハをなり。記朝倉宮朝大御歌アサクラミヤノミコノウタも。多々美許母タタミコノ。幣ハタ具ツク理能リノ

夜麻能。許知基知能。夜麻能賀比爾。多知邪加由流。波昆呂久麻加斯。とある。當時禮一名ある山なりけん。和名抄禮和名加志とみゆ。古書に。禰禰等の字を書て。白赤の二種あり。○于受珥左勢許能固。八言は髻華に挿せ此子なり。記傳云。髻華は。推古卷に。十一年十二月。始行冠位云々。并十二階。並以常色。純縫之。頂撮總如囊。而着綠馬。唯元日著髻華。髻華此云于孺。また十六年八月召唐客於朝廷云々。是時皇子諸王諸臣悉以金髻華着頭。また十九年五月五日。樂瀛於兔田野。是日諸臣服色皆隨冠色。各着髻華。則大德小德並用金大仁小仁。用豹尾。大禮以下。用鳥尾。孝德卷。大化三年。是歲制七色一十三階之冠云々。小錦冠以上之鈿雜金銀爲之。大小青冠之鈿。以銀爲之。大小黑冠之鈿。以銅爲之。建武之冠。無鈿也。辨。宇須者珠之玉冠也。兼方按之。髻華者鈿也。今世神頭花象之冠。無鈿也。之。與。云々。これ。珠之玉冠也。云々。非なり。鈿字は説文に金華也。万葉十三に。神主部之。雲聚山蔭。山蔭は日影爲りて。其としるせり。十九

に。島山爾安可流禰。宇受爾指。など見えて。本草の枝を頭挿すと云。宇受はさすと云は。別。宇受と云物あり。後世に挿頭と云物。即古の髻也。其は神には非ず。神物と即宇受なる。後世に挿頭と云物。即古の髻華なり。然るに右の推古紀孝德紀に見えたる。冠位の級は隨て。金銀及物の尾などを以て。造りて挿るは。上代の爲には非ぞ。其は推古天皇の御時。造りて挿られたあらむ。万葉の歌によめるぞ。古のさまなる。とあり。許能固の此子なり。記に曾能古とあるは。其子よて。上に命の全けひ人のとある。其、人を指して詔へるなり。凡て古は。男女共に人を子と云ること多し。いさ子等なと云るか如し。○此御歌の凡ての意は。彼倭國は。青垣山四周りて。愛くなつかしき帝都の地なるを。其宮城にも得かへらそ。朕の壽を終るも計りかたし。命の眞幸くて存む人等は。倭國に還りて。彼名に高き平群山の白檮の葉を折挿して。歡樂しく遊へと詔へるなり。記傳云。白檮の木は。常よとく。髻華は用る木なるかゆま。これに記に。倭建命の御歌とせる。其方にて解の記傳に。

御病漸々に重り坐まふに。いよく倭戀しく所念看て。よみ賜へるにて。命の全くて在む人等は云々。吾の倭にも得還らむ。此處にして。今死なむとぞるが悲哀きことと。讀玉へるなり。とあり。さて又云。日向國にして。天皇の歌はせる大御歌とし。又續きて一首なるは。此記と甚く異なる傳なり。今何方を正しけむとも云。かたし。されと強て云はく。先、天皇と倭建命とのけちめを申さば。伊能知能云々は。倭建命のよみ玉へるにて。よく當れり。御病重きによりて。よみ賜へるさまと聞ゆればなり。天皇の御歌としては。たゞ何となく。京を思ひ賜ふには。似つかはしからざる御詞なり。さて夜麻登波云々は。何れの御歌としても宜し。波斯祢夜斯云々は。何れの御歌よりも宜きを。其次第の。書紀に首にある方よりて聞ゆ。その京の方の天の雲を見放。給ひて。其方を思ひして。夜麻登波云々と。詠はせるつゞき宜しければなり。次に三首とせると。一首と

せるとは。劣優りなく聞ゆるなり。と云へり。守部云。此御歌。記は三首と傳へたるは。其ゆゑあるへし。其は倭建直子。此御歌をうたはす時。御病の苦しみまふ。本より調も三段なれば。即一段つ。三度うたはし。ひんを。從者傳へて。扱々まて。重みし守りて。然かうたひならはまけるから。遂に三首と心得たる人もあり。○思邦歌。記には思國以歌。曰夜麻登波云々。又歌曰。伊能知能云々。二首を此歌者思國歌也とし。又歌曰。波斯祢夜斯云々。此者片歌也。とあり。かく前後して名目を附たるの。謬なれと。此も古のへの傳なり。記傳云。思國歌。片歌など云類の目は。其歌を。古より然名け來たるなりと。師の云れたるか如し。かくて樂府にては。諸の歌に。皆かく様の目ありて。其部を分たるものなり。此事上卷夷振の下よ云り。考合をへし。さて片歌と名けたる由の。三句にして。なへての五句六句の歌の半、よして。片なるか如くなればあり。抑かく名けたるの。や、後の事なるへけれと。上、代よりして。此群スガの三五七を。は半、なる物にしたりと。おろしくて。白檮原朝

の御代よりして。此縣なるは何れも物を問かけたる。答へたるなとに
 して。記紀なるかきり。未まで皆然あり。故一首離れたるか。三句あるは
 いとく稀なるに因て。殊よ片歌とは名けたるなるへし。さて記中に。此
 の外よ高津宮段建内宿禰の歌。那賀美古夜。都毘邇斯良牟登。加理波古牟
 良斯。とあるをも本岐歌之片歌也と記せり。ふれらの外に。唯一首離れた
 るか。三句ある歌は。此次なる
 波麻郡知登理。云々の歌のみ見ゆ。此も四首並ひたる中の。一ッよてとあれは。
 かの齊明紀の大御歌の類とすへし。此らも目を集けは。片歌と云へま。
 て上件三首の歌。齊紀には一首とある傳によらば。此三とあり。
 句を片歌と云ふ。要に別は後出で。一首とししてと名けらむ。

日本書紀通釋

中篇 正誤 印ハ誤 印ハ正

○卷二十九

六百八十三頁	二行注	齋ハ祠。	七百四十八	十一行注	ぬけりハぬ
六百九十三	一行	云るハ云に			なり
六百九十五	八行注	紀申ハ紀中	七百五十七	一行	餅搗ノ訓タ
七百三	九行	ありハなり			カ子ツキ
七百十	五行	崇神ハ崇神	七百六十一	五行注	よらまハよ
七百十七	二行	仲秋ハ仲冬			からそ
七百二十三	十二行注	歛ハ	七百六十二	六行注	之字ハ文字
七百四十二	八行	岩ハ山君	七百七十	十一行	これハハたれハ
七百四十三	三行	團ハ國	七百七十一	二行	馬ハ馬
七百四十四	三行	日記よハ	七百八十一	六行	羅ノ訓カケ
	四行	池部ハ日部			

七百八十七	八行	景大也ノ上	八百六十九	七行注	令八
七百九十七	四行注	崇八	八百七十一	六行	築八
八百四	二行注	宿祥八	八百九十七	七行	夜八
		嘉祥			祢
		壽彌八			今
		宿彌			
八百十八	六行	宿彌八			
八百十九	三行	蕃八			
		蕃			
	三行注	其ノ下子ヲ			
	四行注	洪水八			
八百二十一	十一行注	橋八			
八百二十七	九行	山ノ上小ヲ			
		脱			
八百二十九	十二行	□土八			
		主			
	一行	別八			
		造			

明治卅年六月五日印刷
 明治卅年六月八日發行

定價金參拾錢

著作兼
 發行者

長野縣士族

飯田武郷

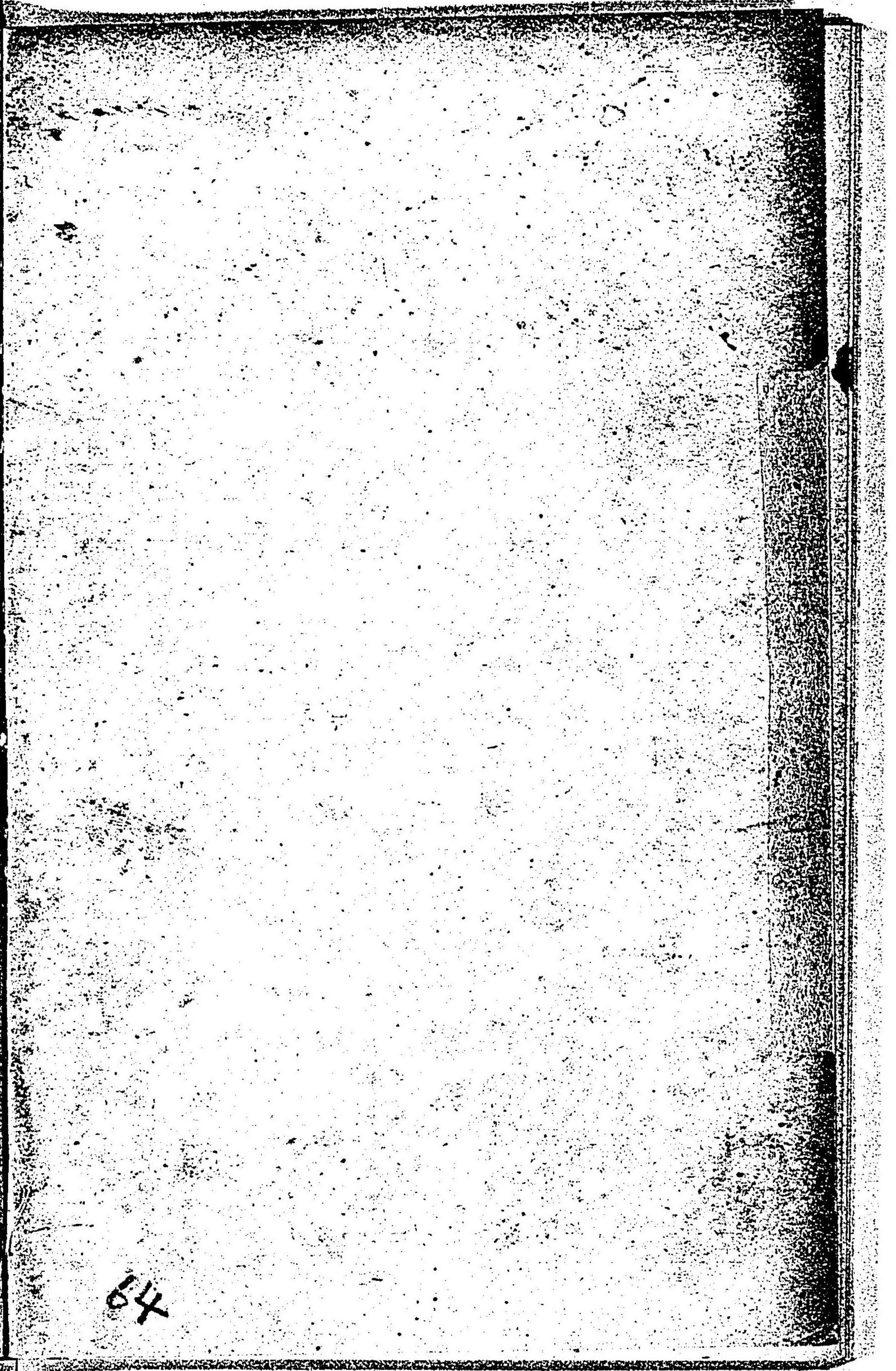
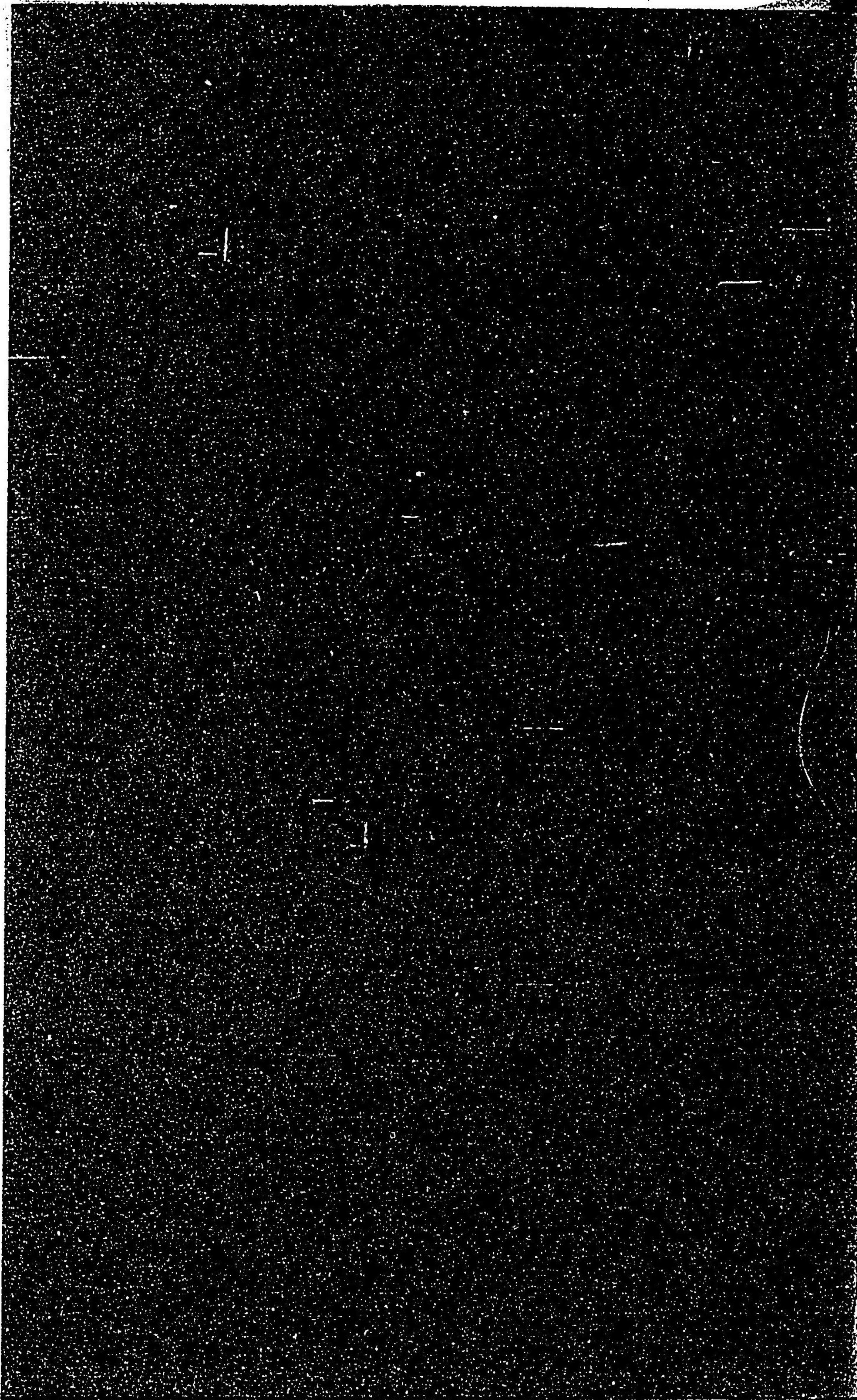
東京市牛込區東根町
 十九番地寄留

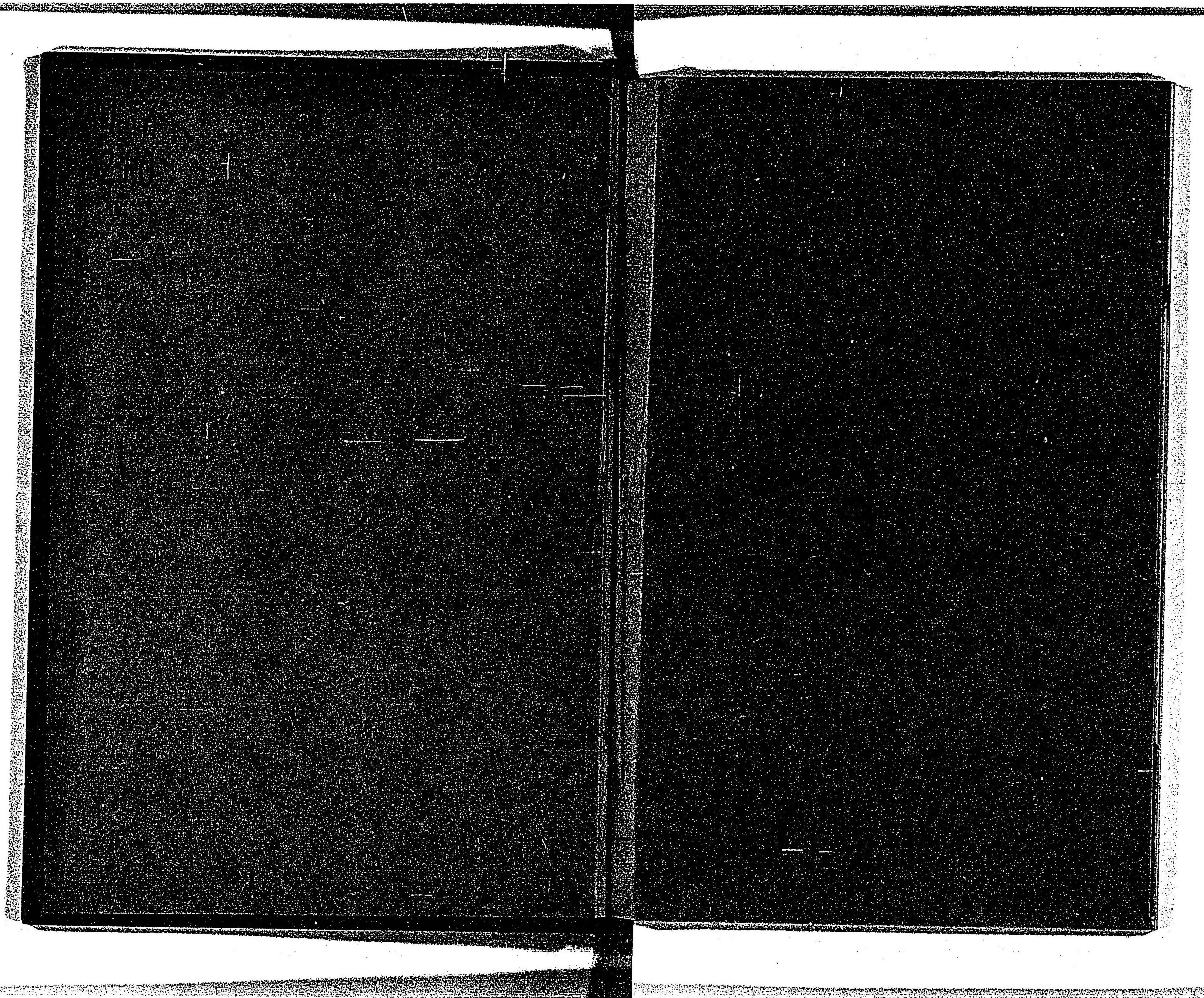
印刷者 中村經次

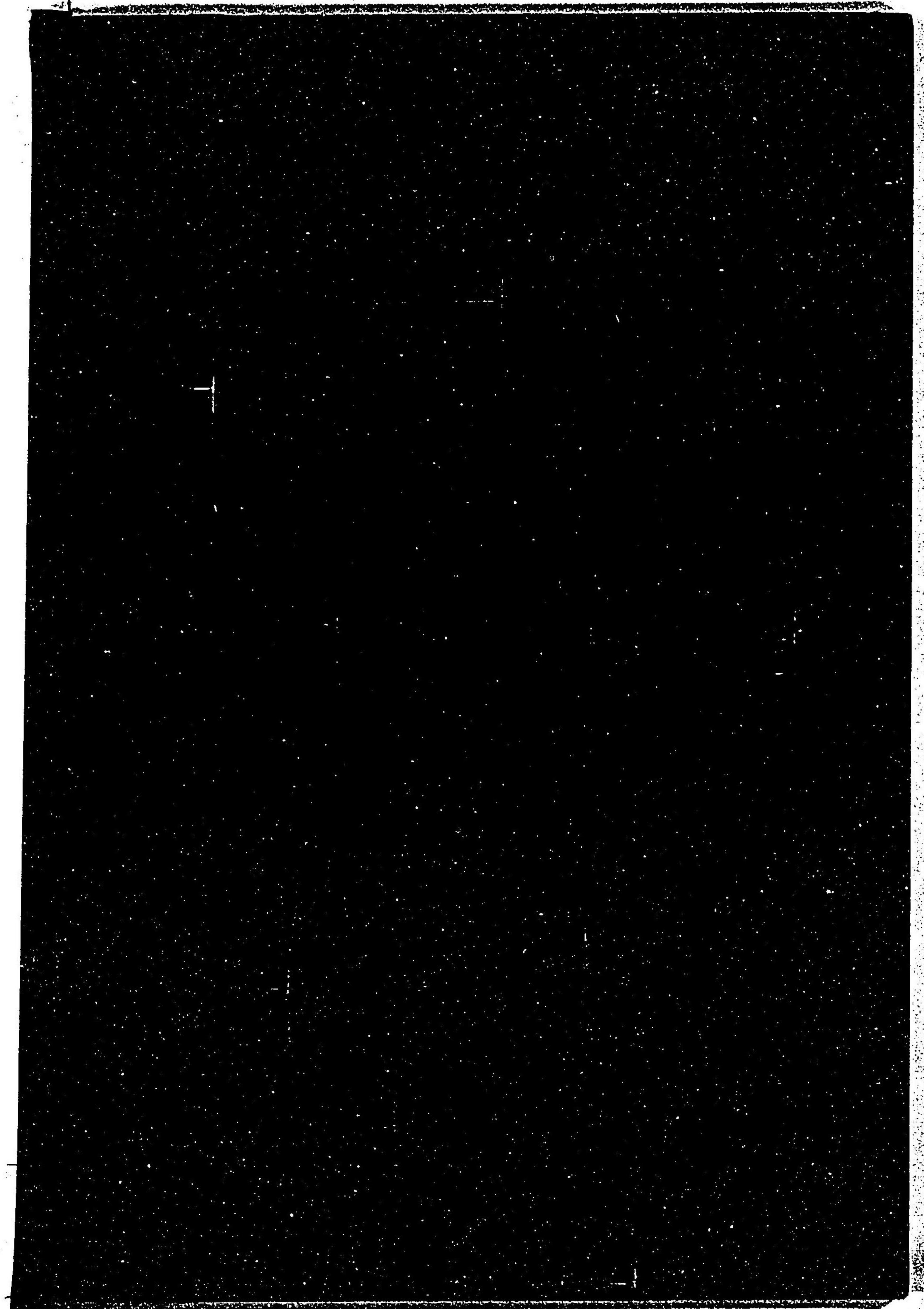
東京市麹町區飯田町
 二丁目五十番地

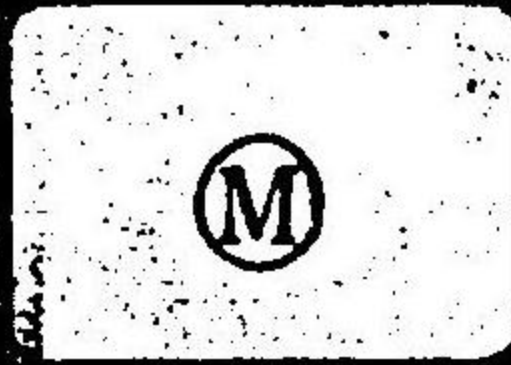
印刷所 同益社

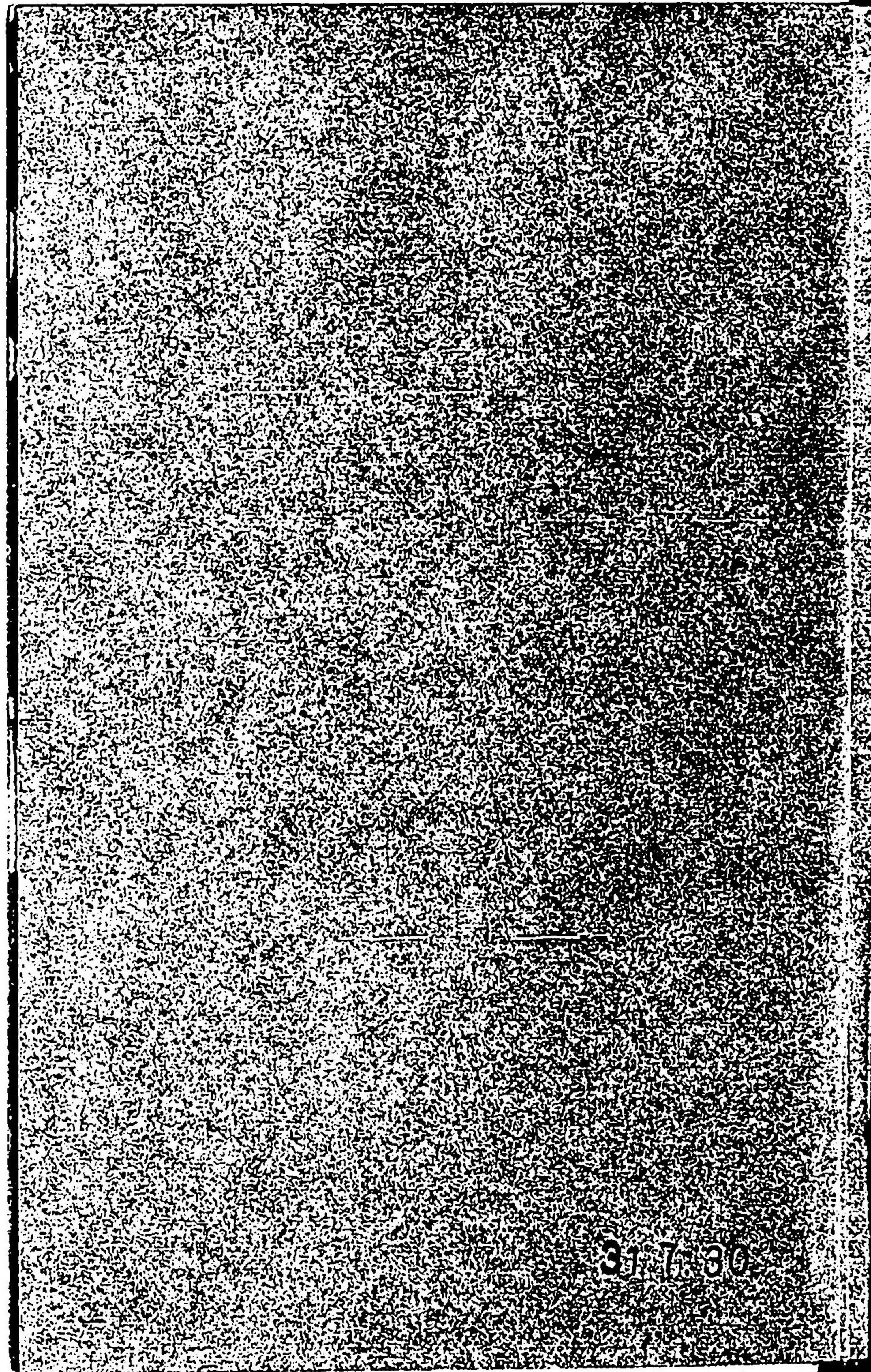
東京市麹町區飯田町
 二丁目五十番地











31730

